

# 令和5年度 出資法人等運営評価概要について

## 1 運営評価対象法人

県の特定指導法人24法人を対象として、各法人の令和4年度事業実施結果をもとに、1次評価（自己評価）・2次評価（所管部局評価）・総合評価を実施した。

## 2 評価結果

### (1) 1次評価（自己評価）

「目的適合性」「業務改革への姿勢」「組織運営健全性」「財務健全化の傾向」の4つの視点に基づき評点化した各指標について評価

評点	90%台	80%台	70%台	60%台	59%以下	計	平均
法人数	3	6	10	5	0	24	77%

### (2) 2次評価（所管部局評価）

県委託・補助事業の実施状況等から「期待する役割の達成」状況について4段階で評価

評価	S（大きく上回り達成している）	A（十分達成している）	B（概ね達成している）	C（実現できていない）	計
法人数	0	11	13	0	24

### (3) 総合評価

1次評価・2次評価に基づき4段階で評価（法人名は別紙1-1）

評価		S	A	B	C	計
基準	得点率	75%以上		60%以上	60%未満	
		かつ		かつ	あるいは	
	県が期待する役割の達成	S	A	B以上	C	
種別	公益法人等	0	8	11	0	19
	その他の法人	0	1	4	0	5
法人数		0	9	15	0	24

### 3 個別法人の評価

- (1) 継続検討項目の評価 継続検討項目への取組状況（別紙1-2）のとおり
- (2) 個別法人の評価 法人毎の運営評価シート（資料3）のとおり

### 4 運営評価の公表について

令和5（2023）年度第2回行政改革推進委員会（R5.12.25）において報告、同日県HPにおいて公開基本方針に基づき、各法人HPにおける公開を依頼

### 5 運営評価に係る検討事項案について

- (1) 評価時期について
- (2) 法人の自己評価（評点評価）に係る設問の明確化について
- (3) 所管部局評価について
  - ・法人と県の連携状況の評価の方法（委託事業の評価等）
  - ・法人事業の定性的な評価の方法
- (4) 自己評価において獲得評点に偏りのある総合評価について

### 6 次年度に向けた取組等について

- (1) 各法人
  - ・今年度の運営評価結果に基づく課題への取組を推進
  - ・継続検討項目について、引き続き検討
- (2) 所管部局
  - ・法人に期待する役割の達成度の更なる向上に向け、法人との連携を促進
  - ・継続検討項目について、引き続き検討
- (3) 統括部門
  - ・今年度課題となった点及び外部評価において指摘された点を踏まえ、来年度の運営評価に向けた見直しを実施
- (4) その他
  - ・定年引上げに伴う役職定年者の斡旋の考え方（別紙2）への対応
  - ・出資法人等指導指針の改正の検討

## (別紙1-1) 総合評価区分の内訳

	S	A	B	C	計	
公益法人等	(0)	公益財団法人とちぎ未来づくり財団 公益財団法人とちぎ男女共同参画財団 公益財団法人栃木県農業振興公社 一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会 公益社団法人栃木県畜産協会 公益財団法人とちぎ建設技術センター 公益財団法人栃木県民公園福祉協会 一般財団法人栃木県交通安全協会	公益財団法人栃木県国際交流協会 公益財団法人日光杉並木保護財団 公益財団法人栃木県スポーツ協会 社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 公益財団法人栃木県臓器移植推進協会 公益財団法人栃木県環境保全公社 公益財団法人栃木県産業振興センター 公益財団法人大谷地域整備公社 公益社団法人栃木県観光物産協会 公益財団法人栃木県消防協会 公益財団法人栃木県暴力追放県民センター	(11)	(0)	19
その他の法人	(0)	株式会社日光自然博物館	栃木県土地開発公社 栃木県道路公社 栃木県住宅供給公社 株式会社とちぎ産業交流センター	(4)	(0)	5
<b>計</b>	<b>0</b>			<b>15</b>	<b>0</b>	<b>24</b>

## (別紙1-2) 継続検討項目への取組状況

法人名	項目	取組状況概要	総合的所見
公益財団法人 栃木県環境保全公社	県営処分場の運営 状況を踏まえた組織 のあり方検討	県内外の廃棄物処理に係る現状等に関して情報収集と整理を行った。今後の管理型産業廃棄物最終処分場整備に関する方針と公社のあり方について検討を進めるため、 <u>定期的に法人と勉強会を開催した。</u>	9月に稼働したエコグリーンとちぎの運営状況、産業界からの声等を踏まえ、早期に検討されたい。
公益財団法人 栃木県臓器移植推進協会	他団体との統合等を含むあり方の検討	効果的な事業を推進するための運営形態について、 <u>都道府県における臓器移植法上の業務の実施体制に関する全国調査を実施し、その結果を協会・県で共有した。引き続き共に検討を進めていく。</u>	R4行革委員会報告書において協会の組織や財政基盤の脆弱性が指摘されていることを踏まえ、改めて現体制の利点・課題点を整理するとともに、他都道府県の状況等も踏まえた検討を進められたい。
公益財団法人 栃木県産業振興センター	とちぎ産業交流センターとの統合	<u>法人が主体的に運営するワーキンググループを立ち上げ、多角的な視点で課題を抽出し、より具体的にメリット・デメリットの検討を進めている。法人と連携し、振興センターの自律的な運営のための自主財源の確保や経費縮減策、今後の交流センターのあり方等について検討を行っていく。</u>	設置したワーキンググループにおいて、スケジュールを明確に定めた上で、統合に係る具体的な課題の整理・検討を進められたい。
株式会社 とちぎ産業交流センター	栃木県産業振興センターとの統合		
公益財団法人 栃木県スポーツ協会	今市青少年スポーツセンターのあり方検討	<u>今市青少年スポーツセンターのあり方に係るワーキンググループを設置し、栃木県スポーツ協会と栃木県スポーツ振興課で検討を進めている。</u>	設置したワーキンググループにより検討課題等を整理し、スケジュール感を持って検討を進められたい。

## 定年引き上げの概要

令和3年(2021)6月に地方公務員法が改正され、定年は、令和5(2023)年4月から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13(2031)年4月に定年が65歳となります。(保健所その他の医療業務を行う機関において医療業務に従事する医師及び歯科医師においては、70歳が定年となります。)

- ① 役職定年者(R6年度は61歳となる職員)を関係団体に斡旋する場合は、県庁を退職した上で斡旋するのではなく、現職として、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律等に基づく派遣を原則とする。
- ② 定年年齢を迎える職員の大量退職に加え、技術職を中心に職員採用が年々厳しさを増しており、県庁組織全体の執行力を維持していくため、定年引き上げが完成形となるR14年度を目標年度として、OBも含めた県職員の関係団体への斡旋は段階的に縮小する。

### (参考) 公益法人等派遣法

(職員の派遣)

第2条 任命権者(地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。)は、次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの(以下この項及び第3項において「公益的法人等」という。)との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員(条例で定める職員を除く。)を派遣することができる。

- 一 一般社団法人又は一般財団法人
- 二 地方独立行政法人法(平成15年法律第108号)第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人
- 三 特別の法律により設立された法人(前号に掲げるもの及び営利を目的とするものを除く。)で政令で定めるもの
- 四 地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の3第1項に規定する連合組織で同項の規定による届出をしたもの

### (参考) 公益法人等派遣条例

(職員の派遣)

第2条 任命権者は、法第2条第1項に掲げる団体のうち、次に掲げるものであって人事委員会規則で定めるものとの間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。

- (1) 県が出資している団体又は県内に主たる事務所を有する団体
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該団体の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、県が人的援助を行うことが特に必要と認められるもの